

## 第14期練馬区健康推進協議会（第5回）

1 開催日時

令和8年3月18日（水）午後3時～午後4時10分

2 開催場所

練馬区役所西庁舎4階全員協議会室

3 出席者

岩橋美智子、河原啓子、鈴木明、高桑力也、刀根洋子、中村秀一、島田美喜、かしわざき強、西野こういち、高口ようこ、山崎まりも、池尻成二、伊藤大介、上原正美、會田一恵、後藤正臣、吉良集、青木眞佐枝、山路健次

4 公開の可否

可

5 傍聴者

なし

6 議題

- (1) 練馬区におけるがん対策に係る取組
- (2) 練馬区における健康づくりに係る各事業
- (3) 令和8年度練馬区食品衛生監視指導計画

○会長 少し定刻が過ぎましたので、始めたいと思います。第 14 期第 5 回練馬区健康推進協議会を開催いたします。

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。当協議会・会長でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず初めに、健康推進課長から委員の出席状況などについて報告をお願いします。

○健康推進課長

- ・委員の出席状況報告
- ・新委員紹介

○会長

続いて「会議の公開・記録」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

- ・会議の公開、記録について説明

○会長

続いて、本日の資料について、確認をお願いいたします。

○事務局

- ・資料確認

○会長

それでは議題に移ります。次第にありますとお進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。本日の議題は 3 件となります。

では、議題 1 「練馬区におけるがん対策に係る取組」について、健康推進課長から説明をお願いいたします。

○健康推進課長

- ・資料 1 の説明

○会長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見などありましたらよろしく申し上げます。いかがでしょうか。どうぞ。

○委員 ご説明どうもありがとうございます。早速この「がんサポートブック」を読ませていただいて、今後もぜひ継続していただくといいかなと思ったことがありました。制度の詳細や、相談先に今回 QR コードを貼りつけていただいたと思うのですが、これはすごくいいなと思っているのですね。と申しますのも、最近、検索のところで該当する組織名を入れてボタンを押したときに、偽サイトみたいな、そういう悪意性の高い、いわゆる詐欺まがいのことがいろいろなところではやっているの

すけれども、こういうQRコードであれば、確実に本当のアクセス先に飛べるというメリットがあると思います。今後もこういうものをいろいろ調査して、利用者の促進を考えられていると思うのですけれども、ぜひほかのことにも応用していただけないかなと思いました。以上でございます。

**○健康推進課長** この冊子につきましては、先に申しましたとおり、がん患者等支援連絡会で様々協議をしながらつくったものです。

先ほどご紹介をしていませんでしたが、支援連絡会にはこちらの会議のメンバーでもあります薬剤師会の委員にもご参加いただいて、様々なご意見を頂きながら作成させていただきました。

ご利用に当たっては、今のお話のようなウェブサイト、詐欺まがいなど、実際そうした危険なウェブサイトがあるということで、区の消費生活センター等でもそういったご相談を伺っておりますが、そういったことがないように、また迷われないようにということで工夫をしております。引き続き皆さんに使っていただきやすい形で進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

**○会長** ほかにいかがでしょうか。

**○委員** どうもありがとうございます。資料1の2-(1)に「区民に情報が届くよう」として、「新たに町会・自治会への周知を開始する」とあります。具体的にはどのようなことをお考えでしょうか。

**○健康推進課長** こちらの「がんサポートブック」は、先に申したとおり、医療機関を中心にご案内していますが、今後、それだけではなく、幅広くということで考えまして、区政の身近なパートナーである町会・自治会にもお伝えしていくということです。町会・自治会は今、数としては250ぐらいあるのですけれども、まずは联合会等でご説明をさせていただきます。その上で、具体的には各町会にその実物をお渡しして、そこから広げていくという形になるかと思います。今の段階でいうと、町会等で回覧をしていただいていることが多いかと思いますので、そういったところでまずは目にさせていただくという形になろうかと思います。以上です。

**○会長** よろしいですか。

**○委員** 今、実際に町会や自治会に入っていない人も結構多くて、マンションなどは、そのマンションだけでそうした組織を作っていますので、そこまで周知できたらいいなと思います。よろしく願いいたします。以上です。

**○会長** ほかにいかがでしょうか。お願いします。

**○委員** ありがとうございます。私もどういふふうに町会・自治会に周知するのか聞

きたいと思ったのですが、回覧板の中に挟んで渡すようなイメージかなと思いました。委員がおっしゃったように、町会の加入率が30%台ほどなので、それ以外の方に届くようにすることもすごく大事だと思います。例えば、町会が取り組んでくださっている掲示板に、物をそのまま貼るといふわけにはいかないですけれども、チラシを貼ってQRコードで飛んでいただくとか、町会・自治会以外への方にはどういうふうに届けていくのかということころは、どうお考えでしょうか。

**○健康推進課長** ありがとうございます。今お話がありましたように、まずは、これを作ったのが6年度です。途中で少し改訂を加えておりますけれども、今、主に医療機関を中心にまず周知をしています。広く進めていこうということでやっております。

ただ、さらに拡充したいということで、町会・自治会を新たなチャンネルとして使わせていただいているものになります。ですので、引き続き医療機関等についてお勧めさせていただくとともに、新しいチャンネルということで町会・自治会とご相談をさせていただきたいと思っております。我々もよく周知ということでいろいろな方にご相談するのですけれども、そういった中で、「こういったところもあるよ」「こういったツール、チャンネルもあるよ」というご意見を頂くこともありますので、そうしたご意見等も生かしながら、さらに周知に努めてまいりたいと考えているところです。以上です。

**○会長** ほかにいかがでしょうか。お願いします。

**○委員** ありがとうございます。取組のところで「がん相談支援センター等と連携した患者支援」とあるのですけれども、この場合に、「最期は自宅で」と希望されている方も最近増えていると聞いています。その場合の例えば在宅の緩和ケアとか、そういったことはどのように取り組まれているのか、教えていただきたいのです。

**○健康推進課長** 今お話のとおり、実際がんの治療をしながら暮らしていくということで、病院から出てご自宅でというようなケースも非常に多くなっております。

実は区のほうでもそういった状況を踏まえて、これとは別に在宅療養の協議の場を設けており、そこでもご意見を頂きながら在宅療養を進めるという取組を今、しております。区の医師会の先生方にもご協力を頂いて、実際に在宅療養につながるための仕組みづくりを進めているところでございます。

また、そもそもそういった選択肢をご存じない、がんになったらもう病院かなと思っている、そういう発想になってしまっている方もいらっしゃいます。そこで、様々な選択肢がありますという啓発もあわせて今進めているところでございます。引き続き、関係機関のご協力を頂きながらそうした取組を進めてまいりたいと思っております。以上です。

**○会長** どうぞ。

○委員 今の話に補足します。今の在宅医療はすごく進歩していて、90歳以上、100歳近くの人が動けなくなって、それを見守っていくような、高齢者を見守るような医療も在宅医療として当然存在しているのですけれども、30代で治らないがん、もしくは40代で治らないがん、最終的に自宅で療養していくという方たちもいるのです。非常に進んでいて、私自身は参画はしていませんけれども、非常に大きな資本を持った法人が意欲のあるドクターたちを雇い入れて、さらに看護師さんも、訪問看護ステーションも同じように付属させて、大学病院のハイケアといわれる、非常に重症な人を診るスペースがあるのです。それに勝るとも劣らないようなコンディションを各家の中につくるのですが、当然そこにはお金がそれなりに発生します。しかし、今、私自身が考えても在宅というのはすごく進んでいるので、仮にご家族、もしくは誰かがそのような状況になったとしても、必ずそういう在宅医療の支援が入るような仕組みになってきています。ですので、もし分からなければ医師会も、練馬区と一緒にいろいろなることをやっていますのでご相談いただければと思います。

○会長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

○委員 大変詳しい説明、ありがとうございます。

○会長 お願いします。

○委員 今の議論と、その前の議論と、合わせた形で気がついたことを申し上げたいと思います。

先ほどの議論は周知の問題が出ていました。その周知の問題は、まだこれから詰めていく、どういうふうに幅広く情報を提供できるかについて検討するということだったのですが、思いついたことは、毎年区民に宛てて「区民検診のお知らせ」が来ますよね。あるいは、すぐそこにも検診会場があるかと思うのですけれども、そういったところでの周知、例えばポスターや、「区民検診のお知らせ」の中に何か入れる、そういったことが可能なのではないかということです。

それでちょうど今、在宅介護の問題が出ましたが、その在宅介護関係でもがんで苦しんでいらっしゃる方がいるということですから、その情報提供の中にもこういった情報を付与するといいますか、そこに情報提供の幅の広がりの可能性を探れるのではないかと考えたのですが、いかがでしょうか。

○健康推進課長 ありがとうございます。今回ご紹介させていただいているのが、練馬区の「健康づくりサポートプラン」に掲げる取組の一つです。実はその中のがんに関する取組の一つ、主に今回は「がんとの共生」という目線でご紹介させていただいているのですけれども、それともう一つ大事にしているのが「がんの早期発見」ということで、検診になります。今お話しいただいたことも、区としても注力をしているところになります。

今、そちらでは主に、どちらかというと「がんになった後の共生」というよりは、

まずは見つけていただくということで、働きかけのほうを重視してご案内をしているのですけれども、様々な視点が必要かなと思いますので、そういった目線も含めて検証してまいればと思っております。

あと、先程も周知についてお話を頂いたのですけれども、紙媒体の話が多かったです。ですが、やはり今、時代的にはSNS等のツールも非常に有効だと考えておりました。そうしたツールも使いまして、がんに関する啓発を進めております。引き続き、あらゆる媒体を活用できるように検討してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○会長 お願いします。

○委員 この冊子を今ずっと拝見していたのですけれども、表紙に「身近な相談窓口」とあって、具体的には、区内のがん相談支援センター、それから近隣の、という形でまとまっていると思うのです。まず、例えば順天堂や光が丘病院のがん相談支援センターは、入院患者さん、通院患者さん以外の方でも受け付けられるということのようなのですけれども、実績として通院・入院患者さん以外の相談がどのくらいあるのか。お分かりだったら教えていただきたいのが、まず1点目です。

もう一点、この冊子は、入院中ではなくて、地域で、あるいは家庭で療養する方たちを想定しながらのパンフレットだと思うのですけれども、様々な相談や支援の切り口、ニーズがあるわけではないですか。そういうものをトータルに、この病院の相談支援センターが受けられるのか。あるいはそうでなければ、どこがトータルな窓口になれるのか。その考えをお聞かせいただければと思います。

○健康推進課長 がん相談支援センターについてでございますが、今お話にありましたとおり、基本的にそこにかかっている患者さん以外も受け付けるという形で、それぞれ運営していただいております。申し訳ございません。数については各医院で、センターで把握をしております。区のほうで今、数字は分かりませんが、引き続き、患者さん以外もご利用いただけることも含めて周知をしてまいりたいと思っております。

あと、お話にありました、それ以外の総合的な相談ということになるかと思っております。まず、がん患者のお話や事例を伺うと、がんであると言われて、最初は頭が真っ白になってしまったり、話がなかなか入ってこないですとか、そういった事例もあるようです。そうした気持ちをまず解きほぐすという意味でも、こうした支援センターが機能していると聞いています。

ただ、この冊子の中にも色々出てくるのですけれども、実際のがんになったときにいろいろやらなければいけない手続きがあります。また、状態によっては育児をしながらだとか、仕事をしながらだとか、そういった就労支援の目線だとか、家庭の継続だとか、そういったことも含めての様々な手続きがありますので、そうしたご案内というか、センターでのご相談にも使えるように作っておるのですけれども、それぞれの詳しいことはやはり専門の窓口に行ってくださいということになると思います。

しかし、こうした冊子やセンターがきっかけになって、迷わずに何かしら支援につ

なげるといふ形が必須だと思ひますので、引き続きそのような視点からこういった周知等を進めてまいればと思ひております。以上です。

○委員 それでいいのかなと思ひ、聞いていたのですけれども、在宅で療養をなさる場合にも、もちろん病院との関わりというものは常に続くわけです。一般的に続くわけですけれども、当然、在宅療養だから訪問医療なり訪問看護なり、さらには介護保険なり、そういう幅の広い支援の枠組みが出てきますよね。

それからこの冊子にも書いてあるけれども、若い方であれば当然就労との関係とか、場合によって子育ての関係など、様々な支援の課題や相談のテーマがあると思ひますが、そういう課題などをこの病院のセンターで受け止めるのはとても無理だと、今お話にあったと思ひます。それに代わるといふか、本来地域の中で、がん患者さんのトータルなサポートの窓口になるような機関とか、施設について問われれば、何なのでしょう。

なぜこれを聞くかといふと、この冊子の中に「地域包括支援センター」が全く出てこないのですよ。確か地域包括ケアというものは在宅療養も含めたトータルなケアといふことで、医療機関のネットワークも含めた幅広い、トータルなネットワークの窓口という意味合いだったと理解をしていました。したがって、なぜこの中に地域包括が出てこないのかなと、ちょっと不思議に思ひながらお聞きしたのですけれども、出てきますか。教えてください。

○高齢者支援課長 ご質問ありがとうございます。

実際に地域包括支援センターは、8ページの介護保険サービスにかかるところで書かせていただいているものでございます。地域包括支援センターには、医療と介護の相談窓口というのがございまして、40歳以上で介護保険の認定を受けている方、また65歳以上の全ての方はこちらのほうで「在宅に戻りたい」ですとか、あるいは「在宅生活を続けていくために」といったような総合相談窓口をさせていただいているところでございます。

ただ、30代などで継続して就労しながら治療を進めていくとか、子育て世代の方になりますと包括だけではなかなかできないところでございます。それぞれの支援される窓口と連携しながら適切な支援につなげていくといふところで、地域包括支援センターがご支援させていただいております。

ちなみに、医療と在宅療養に関します包括での受付の件数なのですけれども、令和6年末時点ですが、1万6,180件ほどになります。主に高齢者が多いところではございますけれども、そういったご支援もさせていただいております。以上です。

○委員 確かにここに一言書いてあるのですけれども、今お聞きしたかったのは、私も実際に相談を受けたりしたこともあるのです。がんの診断を受けて、とりあえず入院をして処置をして、あるいは処置ができないという判断を頂いて、それから在宅療養の生活のプランとか、設計を考えなくてはいけないというパターンがとても多いわけ。

その場合、どこに相談をすればいいかということで、迷われる方が本当にたくさんいらっしゃるって、それは介護保険でいえば2号の方だけではなくて1号の方もです。そういう方たちに、「在宅療養をなさるときは、まずはここに相談ください」と。「そうすれば、いろいろな関係機関もコーディネートしますよ。40歳以上で特定疾病に該当すれば、介護保険に限らず法定外の給付も含めて、いろいろな支援がありますよ」と。そういう入り口になれるような相談機関が、本当に地域包括支援センターでいいのであれば、やはりもっと強調してというか、「お困りのときはまずここに一報ください」というような、そんなアナウンスがあってもいいかなと思ってお聞きをしました。

これは感想で結構ですので申し上げておきたいと思います。

**○会長** 感想というふうに委員がおっしゃっていますけれども、区の皆さん、よろしいですか

**○高齢者支援課長** ありがとうございます。こちらの冊子のほうにも「地域包括支援センター」とあるので、医療と介護の相談窓口ということを今後改訂の中で記載していただければいいかなというふうに思います。

実際ががん患者の方で入院されていて、在宅生活に移行する前には、病院の中で医療連携室のメディカルソーシャルワーカーといった連携担当をしてくださる方がいまして、まずそちらが医師の指示の下、動き出すと思います。退院に当たっては、その方がキーパーソンになりまして、練馬区の場合はかなりネットワークができていますので、地域包括支援センターにつなげていただくこともありますし、医師会の医療連携センターもありますので、そちらのほうにつなぐこともございます。ケアマネージャーなど多種多様な方が関わられるときは、退院のときにはそちらの医療連携センターの方も中心となっていくと思います。

地域包括支援センターにつきましても、区内の医療連携室の方と連携できるように、入退院時連携のための冊子を作っておりまして、それで連携を図っていくという体制もできているところでございます。

皆様に見えるような形で今日お示しすることができなかつたのですけれども、在宅療養推進協議会等の中で、それは協議されておりまして、機会を見てご報告できればというふうに思います。

本日はいろいろご意見を頂きましてありがとうございます。

**○会長** ほかにいかがでしょうか

**○委員** 5ページなのですが、真ん中に「退職を余儀なくされた場合」というところで、「病気のことを会社に報告したら解雇されました。納得できません」という、そういうようなことが一応形としてあるのですけれども、今、雇用をする側として解雇するというケースはほとんどないような気がします。その「解雇」という言葉自体がもう死語に近いというか、使わないというか、解雇ということが今、世の中であり得

るのか、ちょっと分からなかったのです。なのでこれはすごくレアケースなのか、そういうケースが本当にどこかであったのかも分からないのですけれども、あまり聞かないケースかなというふうに思いましたので、一応それだけ話させていただきます。

○会長 ただいまの件、いかがでしょうか。

○健康推進課長 ご指摘ありがとうございます。最近、実際就労されている方でがんになる方のケースなどを伺ったり、今、報道等でも様々出ますけれども、確かに割と理解があるといいますか、いろいろご相談を頂きながらというケースも増えているのです。今回、この作成に当たっては社会保険労務士の方にご参加いただいて、具体的にご意見も伺ったのですけれども、やはりそういうケースもないわけではないということです。数としては今、統計がないのですけれども、委員が今お話しされたようなものかもしれないです。今回、もしもの場合ということで書かせていただきました。

ただ、今のようなご意見も含めて、現況に合わせた言葉遣いなどを引き続き見直しながら、皆さんにお伝えできればと思っております。よろしく願いいたします。以上です。

○会長 ほかにいかがでしょうかお願いします。

○委員

1つ情報提供の場所として皆様にご提案したいのが、薬局ですね。地域の薬局です。

今、がんの治療についてこのサポートブック、それから地域包括支援センターについては「こんにちは 地域包括支援センターです!」、在宅療養に関しましては「わが家で生きる」など、このように地域医療課さんとか、高齢者支援課さんから、様々な区民向けの冊子が出ております。

区報も含めまして、保険薬局には今、こういった冊子を全部区からご提供いただいています。ですので、縦割りという失礼ですけれども、各担当課から発出されるとても分かりやすい情報誌が、処方箋がなくても薬局にちょっと立ち寄っていただくと、一覧できるようにしてございます。

また、この「がんサポートブック」に関しては、私も参加させていただいてコラムも書いておりますが、ちょうど90歳手前で子宮がんを患ったいつも来てくださっている患者様がいます。このウィッグですとか助成金に関してお勧めをしたかったのですけれども、大変ご高齢ですので、治療がちょっと落ち着いてからと思ひまして、またその照会をするにも手続きをするにも、お1人だとなかなか難しい。そこで、サポートブックをお見せしながら、私も連絡先をご紹介して直接区と一緒に連絡したり、申請書類を書いたりとか、お手伝いもさせていただきました。

必要に応じて、関係部署におつなぎするのも今、地域の薬剤師の重要な役割になっていることをお伝えしたいです。

それから、この「がんサポートブック」に関しましては、すごく手に取られることが多くなりまして、各薬局に定数を配置させていただいたのですが、個別に追加をお

願っている形です。

それで、若い方もご病気になる方が多いので、おばあ様ですとか親御さん世代が家族のためにとか、息子さんのお嫁さんのためにとか、そういった形で手に持っていかれます。ご自身ががんでなくともですね。

もちろん、がんの治療をされている方、うちは地域の小さい薬局ですけれども、基幹病院の門前で大きいところでもなくとも、お住まいの近くに処方箋をお持ちになれます。高額の抗がん剤もよく調剤させていただきますが、処方箋があるからこそ深いお話もできるということもございますし、治療だけではなくて、こういった支援のほうの資材に関しても紹介させていただいております。

ですので、大きなことは言えませんが、少しのお手伝いであれば治療と生活を支援するという薬剤師もおるということをお伝えしたいと思いました。以上です。

○会長 どうもありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題2「練馬区における健康づくりに係る各事業」について、こちらも健康推進課長から説明をお願いします。

○健康推進課長

・資料2の説明

○会長 ただいまの件について、何かご質問等があれば、お願いします。

○委員 ご説明ありがとうございます。

「練馬区における健康づくりに係る各事業」の中の1番ですか。「インセンティブ事業の実施」ということで、今まで「ねりまちてくてくサプリ」、これが活躍していたのですけれども、今年度末で終了するということが非常に残念でございます。今現在、この登録者数は何名いらっしゃるのかお聞かせください。

○健康推進課長 今まで累計で3万人を超えているところでございます。

○委員 ありがとうございます。3万名の方がですね。私もこれを使っているのですけれども、次につなげるという部分では、今度この違うアプリに替えなくてはいけないのですけれども、その辺のつなぎについてはどう周知しているのか、お聞かせください。

○健康推進課長 先に申しましたとおり、この「てくてくサプリ」は平成29年から9年間運営してまいりました。こういった健康アプリは、まだあまりなかった頃から進めさせていただいております。当時からの健康づくりに寄与したのではないかと我々も思っているところですが、今回このアプリについてはサービスを終了させていただきます。

この間に健康に関する民間の様々なツールが増えたという背景もございますし、あと区のほうでもう一つ、特にご高齢な方ですとか、その少し前の世代に向けた「フィット&ゴー」というものがございまして、今、通知の中でそういったものもご活用いただけるようにというご案内もさせていただいております。そうした区のツールですとか、また今回取り組むインスタグラム等、皆さんもお手元のスマートフォンに既に入って活用されているSNS、こうしたものをご活用いただきながらという形で周知をさせていただいて、健康づくりに引き続き取り組んでいただきたいという案内をしてまいります。以上です。

**○委員** 分かりました。これは登録されている方は、本当に意識が高い方だと思いますし、3万人余りの方々が9年間にわたり、練馬区の健康づくりにいろいろご協力というか、非常に前向きにやってきた方々だと思います。なので、ぜひともこの方々に今後、「東京アプリ」、もしくは少し年配者向けの「フィット&ゴー」とか、これをしっかり生かすようお願いしたいと思うのですけれども、これはいかがでしょうか。

**○健康推進課長** ありがとうございます。確かにこれまで非常に意識を高く持った方にご利用いただいていたと思います。そのような今の通知機能がございますので、そういったものを生かしながら、引き続き途絶えることなく運動をしていただけるような働きかけを進めてまいります。ありがとうございます。

**○高齢社会対策課長** 私どもで令和5年から、フレイル予防アプリ「フィット&ゴー」を配信しています。こちら先ほどありましたとおり高齢者、それから、これから高齢期を迎える方、そういった方々をターゲット層にしているところではございますけれども、年齢に関係なくどなたでもダウンロードはできますので、ぜひ活用いただければと思ってございます。

機能としても、歩数計測ですとか、健康記録等がございますので、これまで「てくてくサプリ」を使っていた方につきましても有意義にご活用いただけるものと考えてございます。以上です。

**○会長** どうもありがとうございました。ほかによろしゅうございますか。お願いします。

**○委員** ありがとうございます。先ほどの案件の感想をちょっと言いそびれたので、一言だけ言わせていただきます。

私の夫ががんで亡くなったのが10年前で、この10年間で、10年前にはなかったようなサポートがたくさんできて、ここにまとめられています。本当に薬局にも大変お世話になりましたし、在宅療養の環境もすごくよくなったのだろうなと思って聞いておりました。引き続き支援をしていただけたらと思っています。ということ为先ほど言いたかったのですが、手を挙げそびれたので、それだけ意見です。

今回、資料2のほうの質問なのですけれども、今後「フィット&ゴー」のほうにと

いう話なら、ここにも「フィット&ゴー」のことを書いて、やはりしっかりつなげていったほうがいいのではないかと、ということです。

あと、これを見ると「てくてくサプリ」から今後、インスタグラム「ねりま健すたぐらむ」とか、練馬公式LINEアカウントに登録してもらって、「そこでイベントをやるから来てください」と、インスタかLINEアカウント、もしくは「フィット&ゴー」につなげていくということになると思うのです。であれば、今回の「こぶしハーフマラソン」の会場では、「『てくてくサプリ』をやっているよ」とアイコンを提示した人にプレゼントを渡すのではなくて、「『ねりま健すたぐらむ』に登録しているよ」という人に、サコッシュなりプレゼントを渡すほうが、つなぐという意味で効果的だと思うのですが、いかがでしょうか。

**○健康推進課長** まず本日の資料について、次年度に向けてというお話だったのですけれども、また区民に向けて周知する際は先ほどの「フィット&ゴー」も含めて広くご案内をしてまいりたいと思っております。

今後の取組についてでございますが、アイコンを提示できる方に加えまして、今ちょうどお話のありました「健すたぐらむ」をフォローしている方も含めて、同じように啓発のグッズをお渡しさせていただくような形で考えております。引き続きそうした取組も皆さんにご案内してまいればと思っております。以上です。

**○高齢社会対策課長** 「練馬こぶしハーフマラソン」でございますけれども、こちらの会場内で、「てくてく」のブースの隣に、フレイル予防アプリのブースを設けまして、そちらのほうの周知も図ってまいりますので、十分連携できるものと考えてございます。以上でございます。

**○会長** お願いします。

**○委員** ありがとうございます。そうですね。健康推進課さんの資料だとそこが分からなかったもので、連携をしていただければと思います。

私としては、なぜ終わるアプリでイベントをやるのかがよく分からなくて、終わるのであれば、新しい「健すたぐらむ」のほうに予算を振り分けて、そちらで新しいイベントをやったほうが意味があると思います。終わってしまうわけですから、そのプレゼントを最後に予算を投入するよりも、新しいほうに予算を使ったほうが登録者も増えていいと思うのですけれども、なぜ最後にやるのですかね。あと、幾らかけるかも教えてください。余っているからなのかなとか、ちょっと思ってしまうのですけれども。違うと思いますが。

**○健康推進課長** 改めまして、今回は様々なキャンペーンをやっておりますけれども、基本的には運動をする習慣づくりにも働きかけていくということで、やっているものでございます。そのうちの一つのツールが、これまでだと「てくてくサプリ」で、そこに合わせて、今後お手元にあるSNSもご活用いただきたいということでやらせて

いただいています。

先にもご質問があったことで申しましたけれども、この「健すたぐらむ」もあわせてご案内させていただいて、そういう方も含めてプレゼントをお渡しするというところで、つなが的な意味合いもあります。我々としては様々な方法を使って、あくまでアプリということにこだわらず、そういったツールを使わずとも、運動していただける方が増えていけばよい環境だなと思っていますので、そういった目線で引き続き取り組んでまいりたいと思います。

予算のお話も頂きましたけれども、今回グッズ等をご用意するのに30万円程度使っております。そういったものも啓発として、運動習慣につなげていければというふうに考えているところでございます。以上です。

**○委員** 30万円なので、区の予算としてはそんな大きいものではないのですが、目的が習慣づくりであれば、アプリが終わるその先が必要なわけです。やはり、そのアプリの先がInstagramならInstagramにしっかりつけて、そのInstagramでの習慣づくりをしていくほうに予算を振り向けていったほうが私は効果的だと思っています。

やるということなので、今後はしっかりとつなげていって、そこでの、ということが重要だと思います。プレゼントをあげるからそれを目的に健康習慣をつくるというのは、どうも私はあまりピンとこないので、考えていただきたいなと思います。

もう一つ、LINEアカウントを使って参加できる「謎解きウォークラリー」に取り組んでいくということで、インスタとLINE、また2つ登録しなくてはいけない。分かれてしまって、それで大丈夫なのかなというのもあるのですが、LINEアカウントを使って「謎解きウォークラリー」をやるのに、なぜ「東京アプリ」の東京ポイント付与なのかが分からないです。それなら、「LINEポイントがもらえる」とか、練馬区でやっている、広くユーザーがいる「Pay Payのポイントキャンペーン」みたいなほうがよほどいいと思うのですが、何で「東京アプリ」なんでしょう。

**○健康推進課長** 今お話がありました、LINEと「東京アプリ」の活用ですが、基本的には分けて考えております。

まずLINEについては、そういったメッセージが届いて、それを頼りに区内を歩いていただくといったことで、これは区の公式LINEでできます。LINEを利用されている方も非常に多いと認識していますので、そういったものでお楽しみいただきながら、街を歩いていただく、そんな機会にさせていただければと思います。

それとは別に「東京アプリ」がございます。「東京アプリ」はポイント機能があります。LINEだと、いわゆるポイント機能のようなものはなかなか難しいのですが、この「東京アプリ」であると、区からポイントを付与することがございます。こちらについてはまだ内容を詰めている段階ですが、別のものとして、それぞれ様々なツールを使って、きっかけづくりを引き続き進めてまいればというふうに思っ

いるところですので。以上でございます。

○委員 「東京アプリ」はまだ始まったところで、練馬区民の利用率がどのくらいかは分からないのではないかと考えているのですけれども、少なくとも利用率はLINEに比べたらはるかに低いですよ。Pay Payを持っている人は多くても、「東京アプリ」を持っている人は少ない。しかもこれはマイナンバーカードがないと持てないはずなので、利用できることに条件が、ハードルがあって、利用できない人が結構出てきてしまいます。これまでは「てくてくサプリ」を利用すればポイントがもらえて、いろいろキャンペーンに参加できたけれども、今度はできなくなる。なので、「東京アプリ」という方法ではなくて、より幅広く、ハードルが低くて参加しやすい仕組みのほうにぜひ考え直していただきたいと、こちら要望しております。

○会長 ありがとうございます。お願いします。

○委員 これまでの練馬区の健康づくりについて、いろいろな対策をしていただきましてありがとうございます。

2番目の「Instagram等のSNSを活用した啓発」についての内容なのですが、配信内容として専門職の健康コラムであったり、区職員による「がん体験記」とか、そういうことが盛り込まれています。私、Instagramをやっていないので分からないのですけれども、こうした内容のほかに、本日の議題の1に関する「練馬区のがんサポートブック」、これなどを誘導するような窓口もつけてもいいのではないかなと思った次第です。これは提案です。

○健康推進課長 ご提案ありがとうございます。先ほどの話題でも、皆さん、ご関心が高いということもございますので、そういった形でできるように検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○会長 議題2は以上でよろしゅうございますでしょうか。

それでは、次に議題3「令和8年度練馬区食品衛生監視指導計画」について、生活衛生課長から説明をお願いします。

○生活衛生課長

・資料3の説明

○委員 ご説明ありがとうございます。

すぐには難しいと思うのですけれども、気になったのが、資料3-2の11ページの別紙2で「年間予定表」があると思うのですよね。それで、特にその中の監視や検査のところで、恐らく夏場になると、この辺の衛生面が心配だということで、いろいろな取組をされていると思います。一方で、ここ何年かはすごい猛暑で、早く夏が来るような、そんな気候状況になっているので、この辺の監視や検査は、もう少し早め

にやるとかしないと、実際になってからでは結構大変ではないか、ということが気になったのです。もう既に予算を組まれてしまっていると思うので、すぐには無理だと思うのですが、その辺りが気になりました、というコメントでございます。以上でございます。

○生活衛生課長 ご意見ありがとうございます。委員がおっしゃったとおり、温度変化については我々としても特に注視していかなくてはならないというふうに考えております。

例年の優先度としましては、まず新学期が始まった4月、5月ですね。どうしても保育園や学校給食、もしくはご高齢の方が入居されている施設を、まずは重点的に回りたいということで進めているところでございますけれども、夏場の食品の温度管理は非常に大切ですので、委員のご意見を受け止めて、今後も工夫していきたいと思っております。以上です。

○委員 どうもありがとうございます。

○会長 ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○委員 2ページに「試験検査の実施体制」というのがあるのですが、ここに実際の検体の試験検査は、「民間の検査機関」、それから「東京都のセンター」で実施と書いてあります。それ自体が悪いということではないのですが、1点教えていただきたいのは、練馬区の独自の検査設備、検査機器、それから検査人員、これは今、どういうふうになっていますか。

○生活衛生課長 検査体制についてご質問をいただきました。区独自と申しますと、庁舎内に検査室がございまして、日常でいえば、具体的には拭き取り検査などを実施しております。これは職員が飲食店などに立ち入りさせていただいて、厨房であるとか、調理器具であるとか、試薬をつけて拭いたものを培養して、衛生状況を確認、細菌検査を行うというものでございます。

人員につきましては、検査専門というものは設けておりませんので、食品衛生監視員が自分たちでやるというものでございます。検査と申しましても日常のパトロールで、啓発のために皆さんの厨房を「試薬をつけて拭かせていただきますよ」というものから、食中毒事件として断定するか否か、そういった局面においては東京都の健康安全研究センターに検査を依頼するなど、調査の目的と種類に応じて検査機関と検査手法を使い分けていると、こういった進め方でございます。以上です。

○委員 すみません。私の記憶が大変曖昧なのですが、コロナの時期に「練馬区でPCR検査をやれないのか」という話をいろいろした記憶があります。そのときに、確か「光が丘に検査そのものをやれる体制はあるのだけれども、設備面で、感染管理という点で課題があるのでできない」といったやりとりをした記憶が何となくあるので

すが、今おっしゃった庁舎内というのは、光が丘のことなのでしょうか。それともこの何年間かで体制が随分変わったのか、ちょっと教えていただければと思います。

**○生活衛生課長** 令和4年度までは、光が丘区民センターの一番上のフロアに検査の部屋を設けておったところですが、そこは閉鎖しまして、今は東庁舎の1階に部屋を設けてございます。

コロナの件については今ちょっと確認が難しいのですが、食品の検査と、コロナPCRの検査というところで、その目的にそぐう施設設備であったかどうか、今手元にごさいますのでご了承いただければと思います。

**○委員** 光が丘はなくなったのですね。コロナに対応できるかどうかはともかく、実は自治体によってはコロナ対応できるPCR検査の設備があったところもあるのです。今日はコロナの話ではないのであれですが、保健所設置自治体であるわけだから、やはりそれなりに自前の検査体制を持っておくというのは、リスク管理も含めてとても大事なことではないかなと思うところがあります。

法令上どういう作りになっているかよく分かっていないので、法令上の義務ではないのかもしれませんが、もちろん民間の力をお借りしたり、東京都と連携することは大事だと思います。70万人を超える人が暮らしている保健所設置自治体として、区自身も検査体制を維持していくことをぜひお考えいただいたほうがいいのかなと感じましたので、もしお考えがあればお聞きして終わりたいと思います。

**○会長** ただいまの件、いかがでしょうか。

**○生活衛生課長** 検査体制につきましては、食品衛生監視員が自分たちで行っていると先ほどお答えしましたが、まさしく検査のノウハウの継承というところでは、食品衛生監視員の課題の一つというふうには私も捉えてございます。食品衛生監視員は専門職でございますので、庁舎内の検査室、それから区内の飲食店さんに検体の提出というところでご協力を頂きながら、そのノウハウはしっかり継承していきたい。まずはそこを目指していきたいと思っております。以上です。

**○会長** 保健所のお話がありましたので、保健所の関係のほうからもしお答えがあれば、お答えいただきたいと思ひますし、お答えが今、頂けないようであればこういうご指摘があったということで、課題として持って帰っていただきたいと思ひますが、いかがですか。

**○保健所長** 検査についていろいろご指摘ありがとうございます。保健所の検査体制は人員、あるいは設備的なことも含めて維持していくのは、なかなか難しい面もございませぬが、基本的には練馬区で対応できること、さらに東京都の健康安全研究センターと連携をしながら対応できること等、そういった役割分担を考えて、今後とも検討していきたいと思ひます。以上でございます。

○会長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。以上をもちまして、議題についての審議は終えたいと思います。

本日の案件は以上となりますが、全体を通しまして何かご質問、ご意見等がありましたらお伺いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

最後になりますけれども、このメンバーの皆様の任期は、8月1日までとなっております。それまでの間は協議会の開催の予定がありませんので、実質的にこのメンバーでお集まりいただくのは今回が最後となります。任期2年間にわたりまして、協議会にご参加頂き、また審議にご協力頂きまして、大変ありがとうございました。御礼を申し上げたいと思います。

それでは今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局

- ・ 次回の開催について説明

○会長 それでは、以上をもちまして健康推進協議会を閉会いたします。本日は大変お忙しい中、熱心にご審議いただきましてどうもありがとうございました。以上でおしまいにします。